

ふれあい・いきいきサロン 実施要綱

(目 的)

第1条 ふれあい・いきいきサロン（以下サロン）は、地域の人たちでつくる「地域の場」であり、高齢者、子育て世代、障がい者などが抱えている日頃の孤独感や不安の解消、地域の支え合いを目的とする。

(対 象)

第2条 活動地域に在住する高齢者や障がい者、子育て世代やその子ども等、幅広い住民を対象とする。

(運 営)

第3条 地域のボランティア及び参加者が一緒に企画し運営する。

(活動要件)

第4条 サロンは、次に掲げる要件を満たす活動とする。

- (1) 会場は、地域の実情に応じて参加者の集まりやすい場所を利用して実施するものとする。
- (2) 対象とする範囲は、地域の実情に応じて各サロン団体に決定するものとする。
但し、対象者への継続的な周知、参加の呼び掛けを行うものとする。
- (3) 活動内容については特に制約はなく、参加者の実情に応じた多様な活動とするが、特定の活動に限定されたクラブ活動等は認めない。

(社協からの支援)

第5条 本要綱に定める要件を満たすものであると認められるサロン団体に対し、以下の内容の支援を行う。

- (1) 活動費の一部助成
- (2) 職員派遣（運営についての相談、情報提供等）
- (3) ニュースポーツ等の備品の貸出
- (4) ボランティア研修会の開催
- (5) 公用車（福祉バス等）の貸出（年間1回まで）
- (6) サロンの保険への加入
- (7) その他、サロンを推進する上で必要と考えられる支援

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成23年4月1日より施行する。

この要綱は平成26年4月1日より施行する。